

財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会 介護見舞金事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」と言う）共済契約規程第2条第1項第6号に規定する会員が親族の介護のために負担する費用を助成する事業（以下「介護見舞金事業」という）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第2条 前条の介護見舞金事業の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護費用見舞金給付事業
- (2) 介護費用助成金給付事業

(給付の請求)

第3条 この規程により給付を受けようとするときは、請求事由が生じた日から1ヶ月以内に給付請求書に所定の事項を記載し、署名捺印のうえ、共済契約者である法人（または個人）の代表者および共済契約規程第2条第1項第5号に規定する共済契約代行者において事実確認のうえ、その証明を附して共済会に申し込まなければならない。

(請求者の範囲)

第4条 給付の請求は、会員がしなければならない。

(受給資格の喪失)

第5条 この規程による給付金を受ける権利は、その給付事由が生じた日から1年間を経過したときは、時効によって消滅する。

(給付)

第6条 会員の2親等以内の親族が要介護状態になった時、以下の各号の区分により介護費用見舞金・介護費用助成金を給付する。ただし、会員が給付を受けることができるのは、同一親族で1回限りとする。

- (1) 平成16年4月1日現在、会員の2親等以内の同居親族が要介護状態である場合、もしくは会員の2親等以内の親族が新たに要介護状態になった場合、介護費用見舞金として、金5万円を給付する。
- (2) 会員の2親等以内の家族が新たに要介護状態になった場合、会員が介護費用として実際に負担した費用を、介護費用助成金として、金5万円を限度に給付する。

(規程の実施に必要な事項)

第7条 前条の要介護状態の定義や、給付金を支給しない場合など、この規程の実施について必要な事項については、別途これを定める。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。